

10. 収入基準の判定方法

1. 世帯収入認定額とは（所得税法第2編第2章第1節から第3節までの例に準じて算出）

$$\text{世帯収入認定額} = \frac{\text{収入のある方全員の1年分の総所得} - \text{下記表1の控除金額}}{12(\text{か月})}$$

2. 申込みが可能な方

一般世帯 世帯収入認定額が158,000円以下

裁量世帯 世帯収入認定額が158,000円を超え214,000円以下

（裁量世帯とは下表のア～キのいずれかにあてはまる方となります）

ア	入居者が60歳以上の単身の方。又は、入居者全員が60歳以上の方（18歳未満の方を含んでも良い）
イ	身体障害者（身体障害者手帳1～4級）の方がいる世帯
ウ	精神障害者（保険福祉手帳1～2級）の方がいる世帯
エ	知的障害者（療育手帳A1、A2）の方がいる世帯
オ	未就学児（小学校入学前の子供）がいる世帯
カ	戦傷病者（特別項症から第6項症）の方がいる世帯
キ	認定被爆者の方がいる世帯

3. 所得金額から控除できる内容

表1 所得額から控除する額（公営住宅法施行令による控除であり、所得税法とは異なります）

控除の種類		控 除 対 象 者	控 除 額
A	基礎控除振替分	給与所得又は年金所得がある人	一人につき10万円 (所得が10万円未満はその額)
B	所得金額調整控除振替分	給与所得と年金所得の両方がある人	一人最大10万円まで
C	扶養（同居）控除	入居予定家族のうち、申込者以外の人	一人につき38万円
D	扶養（遠隔地）控除	入居予定家族ではないが、所得税法上の扶養親族控除（別居扶養）の対象として認められている人	一人につき38万円
E	特定扶養控除	所得税法上の扶養親族のうち、16歳以上23歳未満の人（配偶者を除く）※年齢は10月1日現在の年齢 ※所得48万円以下の者に限る	一人につき25万円
F	老人扶養控除	所得税法上の扶養親族又は控除対象配偶者で70歳以上の人	一人につき10万円
G	障害者控除	身体障害者手帳3級～6級 療育手帳（知的障害者）B1、B2 精神障害者保険福祉手帳2級～3級 戦傷病者手帳 特別障害者以外	一人につき27万円
H	特別障害者控除	身体障害者手帳 1級～2級 療育手帳（知的障害者）A1、A2 精神障害者福祉手帳 1級 戦傷病者手帳特別項症～第3項症 認定被爆者（医療特別手当又は特別手当受給者）	一人につき40万円

I	ひとり親控除	申込者本人または同居親族のうち所得のある寡婦（寡夫）で次（別表）の要件を満たす人	一人につき最大35万円
J	寡婦控除	申込者本人または同居親族のうち所得のある寡婦で次（別表）の要件を満たす人	一人につき最大27万円

※ひとり親とは、婚姻歴や性別に関わらず、生計を同じくする子（所得が48万円以下）を有する単身者（配偶者がいない者）を言います。（事実婚の関係にある者は対象外）

※寡婦とは、夫と死別又は離婚した後婚姻をしていない者のうち、扶養親族がいる女性を言います。

※寡婦控除の対象者確認のため追加で書類を提出していただく場合があります。

（別表）

控除の種類		控 除 の 条 件		
I	ひとり親控除 （未婚でも可）	・ 本人の年間所得が500万円以下（婚姻歴や性別は問わない） ・ <u>生計を同じくする子がいる</u> （所得が48万円以下）		
J	寡婦控除 （女性のみが対象）	死 別	子以外の扶養親族がいる	本人の所得が500万円以下
			扶養親族以外の <u>子がいる</u>	
		離 別	子以外の扶養親族がいる	本人の所得が500万円以下
		未 婚	対象外（要件を満たせば、 <u>ひとり親控除の対象</u> となる）	

4. 所得金額調整控除振替分（給与所得と年金所得の両方がある人が対象）が適用できる方

税法改正に伴い新設された「所得金額調整控除」による控除後の所得額が、10万円未満の人に対して所得額の全額を控除します。

例1. 65歳未満の人で給与所得と年金所得の両方があり、給与収入が58万円、年金収入が65万円の場合、給与収入に対する税法上の所得金額調整控除は55万円なので、所得額は3万円となります。また、年金収入に対する控除額は60万円なので、所得額は5万円となります。

両方の所得を足しても8万円なので、公営住宅入居要件の判定にあたっては、8万円を控除し所得0円として認定します。

例2. 65歳以上の人で給与所得と年金所得の両方があり、給与収入が56万円、年金収入が115万円の場合、給与収入に対する税法上の所得金額調整控除は55万円なので、所得額は1万円となります。また、年金収入に対する控除額は110万円なので、所得額は5万円となります。

両方の所得を足しても6万円なので、公営住宅入居要件の判定にあたっては、6万円を控除し所得0円として認定します。

例3. 65歳以上の人で給与所得と年金所得の両方があり、給与収入が62万円、年金収入が115万円の場合、給与収入に対する税法上の所得金額調整控除は55万円なので、所得額は7万円となります。また、年金収入に対する控除額は110万円なので、所得額は5万円となります。

両方の所得を足すと12万円なので、公営住宅入居要件の判定にあたっては「基礎控除振替分」10万円に加え「所得金額調整控除振替分」2万円の計12万円を控除し所得0円として認定します。

ケース2 年金所得者の場合

ケース2	夫：年金収入 年間支給額 130万円 妻：年間支給額 50万円 71才 64才
	夫の所得額 下表-1-Bより1,300,000 - 1,100,000 = 200,000 妻の所得額 下表-1-Fより600,000以下のため = 0 合計所得 扶養控除 基礎控除振替分 $\frac{(20万円+0) - \{(1人 \times 38万円) + (1人 \times 10万円)\}}{12}$ =月額0円 → 1分位

年金所得者の場合の所得金額の算出

1.前年1月1日から
支給されている方

源泉徴収票

支払を受ける者	住所又は居所	*****
	氏名	*****
種別	支払金額	源泉徴収金額
年金	円 ***,***,***	円 ***,***,***0
扶養親族等	本人	控除対象配偶者の有無等

2.前年1月2日以降に
支給されている方

年金証書または改訂通知書に記載の
年間総支給額

= 円

表-1

下表の収入額に該当する計算方法で所得金額をだしてください。

年齢		収入額	所得金額	控除 (基礎控除振替分)
65歳以上の方	A	1,100,000円以下	→ 0円	0円
	B	1,100,000円～3,299,999円	→ 収入額 - 1,100,000円	最大10万円
	C	3,300,000円～4,099,999円	→ 収入額 × 0.75 - 275,000円	10万円
	D	4,100,000円～7,699,999円	→ 収入額 × 0.85 - 685,000円	10万円
	E	7,700,000円～9,999,999円	→ 収入額 × 0.95 - 1,455,000円	10万円
65歳未満の方	F	600,000円以下	→ 0円	0円
	G	600,001円～1,299,999円	→ 収入額 - 600,000円	最大10万円
	H	1,300,000円～4,099,999円	→ 収入額 × 0.75 - 275,000円	10万円
	I	4,100,000円～7,699,999円	→ 収入額 × 0.85 - 685,000円	10万円
	J	7,700,000円～9,999,999円	→ 収入額 × 0.95 - 1,455,000円	10万円

ケース3 事業所得者の場合

ケース3	夫：前年1月1日以前に事業を始めている。 妻：無職 年間所得 250万円 47才 子1：高校生 16才 子2：中学生 13才
	合計所得 扶養控除 特定扶養控除 $(250万円 + 0) - \{(3人 \times 38万円) + (1人 \times 25万円)\}$ $= \text{月額} 92,500\text{円} \rightarrow 1\text{分位}$

事業所得者の場合の所得金額の算出

1. 前年1月1日から支給されている方

2. 前年1月2日以降に支給されている方

確定申告の控え

所得金額	一時所得	①	(確定申告の控え)
	事業所得	②	25000000
	営業所得	③	
	不動産所得	④	
	配当所得	⑤	
	雑所得	⑥	
	給与所得	⑦	
	総合課税・一時所得	⑧	
	合計	⑨	

(例) 6か月事業しているとき

6か月の所得金額(※) ÷ 6 × 12

= 円

※1か月に満たない月は含みません

◎家賃算定分位表

分位	区分	世帯収入認定額
1分位	一般	0円～104,000円
2分位		104,001円～123,000円
3分位		123,001円～139,000円
4分位		139,001円～158,000円
5分位	特別	158,001円～186,000円
6分位	《裁量》	186,001円～214,000円

(1) 給与所得者が1人の場合の年間総収入金額

			単身入居	本人を除く同居親族及び扶養親族数				
				1 人	2 人	3 人	4 人	5 人
総 収 入	一 般	1 分位	0 ～ 2,043,999	0 ～ 2,583,999	0 ～ 3,127,999	0 ～ 3,663,999	0 ～ 4,135,999	0 ～ 4,611,999
		2 分位	2,044,000 ～ 2,367,999	2,584,000 ～ 2,911,999	3,128,000 ～ 3,451,999	3,664,000 ～ 3,947,999	4,136,000 ～ 4,423,999	4,612,000 ～ 4,895,999
		3 分位	2,368,000 ～ 2,643,999	2,912,000 ～ 3,183,999	3,452,000 ～ 3,711,999	3,948,000 ～ 4,187,999	4,424,000 ～ 4,663,999	4,896,000 ～ 5,135,999
		4 分位	2,644,000 ～ 2,967,999	3,184,000 ～ 3,511,999	3,712,000 ～ 3,995,999	4,188,000 ～ 4,471,999	4,664,000 ～ 4,947,999	5,136,000 ～ 5,423,999
	特別 (裁量)	5 分位	2,968,000 ～ 3,447,999	3,512,000 ～ 3,943,999	3,996,000 ～ 4,415,999	4,472,000 ～ 4,891,999	4,948,000 ～ 5,367,999	5,424,000 ～ 5,843,999
		6 分位	3,448,000 ～ 3,887,999	3,944,000 ～ 4,363,999	4,416,000 ～ 4,835,999	4,892,000 ～ 5,311,999	5,368,000 ～ 5,787,999	5,844,000 ～ 6,263,999

(2) 収入のある者全員の年間総合計所得金額

			単身入居	本人を除く同居親族及び扶養親族数				
				1 人	2 人	3 人	4 人	5 人
合 計 所 得	一 般	1 分 位	0 ～ 1,248,000	0 ～ 1,628,000	0 ～ 2,008,000	0 ～ 2,388,000	0 ～ 2,768,000	0 ～ 3,148,000
		2 分 位	1,248,001 ～ 1,476,000	1,628,001 ～ 1,856,000	2,008,001 ～ 2,236,000	2,388,001 ～ 2,616,000	2,768,001 ～ 2,996,000	3,148,001 ～ 3,376,000
		3 分 位	1,476,001 ～ 1,668,000	1,856,001 ～ 2,048,000	2,236,001 ～ 2,428,000	2,616,001 ～ 2,808,000	2,996,001 ～ 3,188,000	3,376,001 ～ 3,568,000
		4 分 位	1,668,001 ～ 1,896,000	2,048,001 ～ 2,276,000	2,428,001 ～ 2,656,000	2,808,001 ～ 3,036,000	3,188,001 ～ 3,416,000	3,568,001 ～ 3,796,000
	特 別 (裁 量)	5 分 位	1,896,001 ～ 2,232,000	2,276,001 ～ 2,612,000	2,656,001 ～ 2,992,000	3,036,001 ～ 3,372,000	3,416,001 ～ 3,752,000	3,796,001 ～ 4,132,000
		6 分 位	2,232,001 ～ 2,568,000	2,612,001 ～ 2,948,000	2,992,001 ～ 3,328,000	3,372,001 ～ 3,708,000	3,752,001 ～ 4,088,000	4,132,001 ～ 4,468,000

(1) 特定扶養、老人扶養、障害者、特別障害、ひとり親、寡婦控除があるとき

※令和7年4月1日現在の収入基準等の早見表です。

●新たに就職・転職した方の年間所得計算について

前年度中に転職した場合、転職後の職場（□□株式会社）での収入を計算して、今後1年間の収入を計算します。

＜長崎太郎さんの就労状況＞

- ・ 令和6年3月31日で退職
・ 令和6年4月1日から□□株式会社に転職
・ 前職の令和6年収入は600,000円

□□株式会社の収入は、 $2,470,000 - 600,000 = 1,870,000$ 円
これは、令和6年4月から12月の9ヶ月の収入のため、1年間(12ヶ月)の収入に換算すると、 $1,870,000 \div 9 \times 12 = 2,493,333$ 円が太郎さんの年間収入と計算されます。
所得税法上の計算式に当てはめると、太郎さんの所得金額は、1,664,400 円となります。

令和6年分 給与 所得の源泉徴収票														
（※給付番号）														
長崎市西山台1丁目3-2-201														
支払を受ける 住所又は居る 所		（印鑑欄）												
氏名		ナガサキ タロウ												
氏名		長崎 太郎												
姓		支元金額		給与所得控除後の金額				所得控除後の金額の合計額				源泉徴収額		
給与・賞与		2,470,000		1,647,600										
給付対象配属者の有無等		配偶者の有無等		控除対象扶養親族の数（配偶者を除く。）				国庫支出金等の数				障害者の数（本人を除く。）		
本人		本人		本人		本人		本人		本人		本人		
内		内		内		内		内		内		内		
社会保険料等の金額		生命保険料の控除額		地震保険料の控除額		住宅借入金等特別控除の額								
内		内		内		内		内		内		内		
（給費）（前職）○×商事社 令和6年3月31日退職 収入金額 600,000円														
支払総額 （2470000）	支払基本給 （2470000）	支払手当 （0）	支払賞与 （0）	支払退職金 （0）	支払退職金 （0）	支払退職金 （0）	支払退職金 （0）	支払退職金 （0）	支払退職金 （0）	支払退職金 （0）	支払退職金 （0）	支払退職金 （0）	支払退職金 （0）	支払退職金 （0）
支払総額 （2470000）	支払基本給 （2470000）	支払手当 （0）	支払賞与 （0）	支払退職金 （0）	支払退職金 （0）	支払退職金 （0）	支払退職金 （0）	支払退職金 （0）	支払退職金 （0）	支払退職金 （0）	支払退職金 （0）	支払退職金 （0）	支払退職金 （0）	支払退職金 （0）
支払総額 （2470000）	支払基本給 （2470000）	支払手当 （0）	支払賞与 （0）	支払退職金 （0）	支払退職金 （0）	支払退職金 （0）	支払退職金 （0）	支払退職金 （0）	支払退職金 （0）	支払退職金 （0）	支払退職金 （0）	支払退職金 （0）	支払退職金 （0）	支払退職金 （0）
支払総額 （2470000）	支払基本給 （2470000）	支払手当 （0）	支払賞与 （0）	支払退職金 （0）	支払退職金 （0）	支払退職金 （0）	支払退職金 （0）	支払退職金 （0）	支払退職金 （0）	支払退職金 （0）	支払退職金 （0）	支払退職金 （0）	支払退職金 （0）	支払退職金 （0）
支払総額 （2470000）	支払基本給 （2470000）	支払手当 （0）	支払賞与 （0）	支払退職金 （0）	支払退職金 （0）	支払退職金 （0）	支払退職金 （0）	支払退職金 （0）	支払退職金 （0）	支払退職金 （0）	支払退職金 （0）	支払退職金 （0）	支払退職金 （0）	支払退職金 （0）
支払総額 （2470000）	支払基本給 （2470000）	支払手当 （0）	支払賞与 （0）	支払退職金 （0）	支払退職金 （0）	支払退職金 （0）	支払退職金 （0）	支払退職金 （0）	支払退職金 （0）	支払退職金 （0）	支払退職金 （0）	支払退職金 （0）	支払退職金 （0）	支払退職金 （0）
支払総額 （2470000）	支払基本給 （2470000）	支払手当 （0）	支払賞与 （0）	支払退職金 （0）	支払退職金 （0）	支払退職金 （0）	支払退職金 （0）	支払退職金 （0）	支払退職金 （0）	支払退職金 （0）	支払退職金 （0）	支払退職金 （0）	支払退職金 （0）	支払退職金 （0）
支払総額 （2470000）	支払基本給 （2470000）	支払手当 （0）	支払賞与 （0）	支払退職金 （0）	支払退職金 （0）	支払退職金 （0）	支払退職金 （0）	支払退職金 （0）	支払退職金 （0）	支払退職金 （0）	支払退職金 （0）	支払退職金 （0）	支払退職金 （0）	支払退職金 （0）
支払総額 （2470000）	支払基本給 （2470000）	支払手当 （0）	支払賞与 （0）	支払退職金 （0）	支払退職金 （0）	支払退職金 （0）	支払退職金 （0）	支払退職金 （0）	支払退職金 （0）	支払退職金 （0）	支払退職金 （0）	支払退職金 （0）	支払退職金 （0）	支払退職金 （0）
支払総額 （2470000）	支払基本給 （2470000）	支払手当 （0）	支払賞与 （0）	支払退職金 （0）	支払退職金 （0）	支払退職金 （0）	支払退職金 （0）	支払退職金 （0）	支払退職金 （0）	支払退職金 （0）	支払退職金 （0）	支払退職金 （0）	支払退職金 （0）	支払退職金 （0）
支払総額 （2470000）	支払基本給 （2470000）	支払手当 （0）	支払賞与 （0）	支払退職金 （0）	支払退職金 （0）	支払退職金 （0）	支払退職金 （0）	支払退職金 （0）	支払退職金 （0）	支払退職金 （0）	支払退職金 （0）	支払退職金 （0）	支払退職金 （0）	支払退職金 （0）
支払総額 （2470000）	支払基本給 （2470000）	支払手当 （0）	支払賞与 （0）	支払退職金 （0）	支払退職金 （0）	支払退職金 （0）	支払退職金 （0）	支払退職金 （0）	支払退職金 （0）	支払退職金 （0）	支払退職金 （0）	支払退職金 （0）	支払退職金 （0）	支払退職金 （0）
支払総額 （2470000）	支払基本給 （2470000）	支払手当 （0）	支払賞与 （0）	支払退職金 （0）	支払退職金 （0）	支払退職金 （0）	支払退職金 （0）	支払退職金 （0）	支払退職金 （0）	支払退職金 （0）	支払退職金 （0）	支払退職金 （0）	支払退職金 （0）	支払退職金 （0）
支払総額 （2470000）	支払基本給 （2470000）	支払手当 （0）	支払賞与 （0）	支払退職金 （0）	支払退職金 （0）	支払退職金 （0）	支払退職金 （0）	支払退職金 （0）	支払退職金 （0）	支払退職金 （0）	支払退職金 （0）	支払退職金 （0）	支払退職金 （0）	支払退職金 （0）
支払総額 （2470000）	支払基本給 （2470000）													